

令和3年4月1日

保護者 様

長泉町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出席等の扱いについて

陽春の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より学校教育活動に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

表記の件につきまして、長泉町教育委員会では令和3年度からの基準を設け、町内全小中学校に共通の対応をお願いすることといたしました。つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る出席等の扱いは、下記のとおりとしますので御確認ください。

記

通常時	長泉町が「感染がまん延している地域」に該当するとき
児童生徒の感染が判明した場合 又は 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合	
出席停止（学校保健安全法第19条）	
児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるとき	
出席停止（学校保健安全法第19条）	
同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるとき	
欠席（家事都合）	出席停止（学校保健安全法第19条）
保護者から感染等が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒	
欠席（家事都合）	合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録する ※合理的な理由とは、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情等があり、他に手段がない場合
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある場合	
欠席（家事都合） または 出席停止 主治医の見解を確認の上、学校が決定する ※医療的ケアや基礎疾患等のある児童生徒については、重症化のリスクが高いケースもあるため、主治医や学校医等に相談の上、個別に判断する	
海外から帰国・再入国した場合	
政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間（出席停止として構わない）を経ていることを確認して、問題がなければ登校しても構わない	

※『長泉町が「感染がまん延している地域」に該当するとき』とは、長泉町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で町の意向等が出された場合となります。

※様々な状況が想定されますので、判断が難しい場合には、学校に御相談ください。